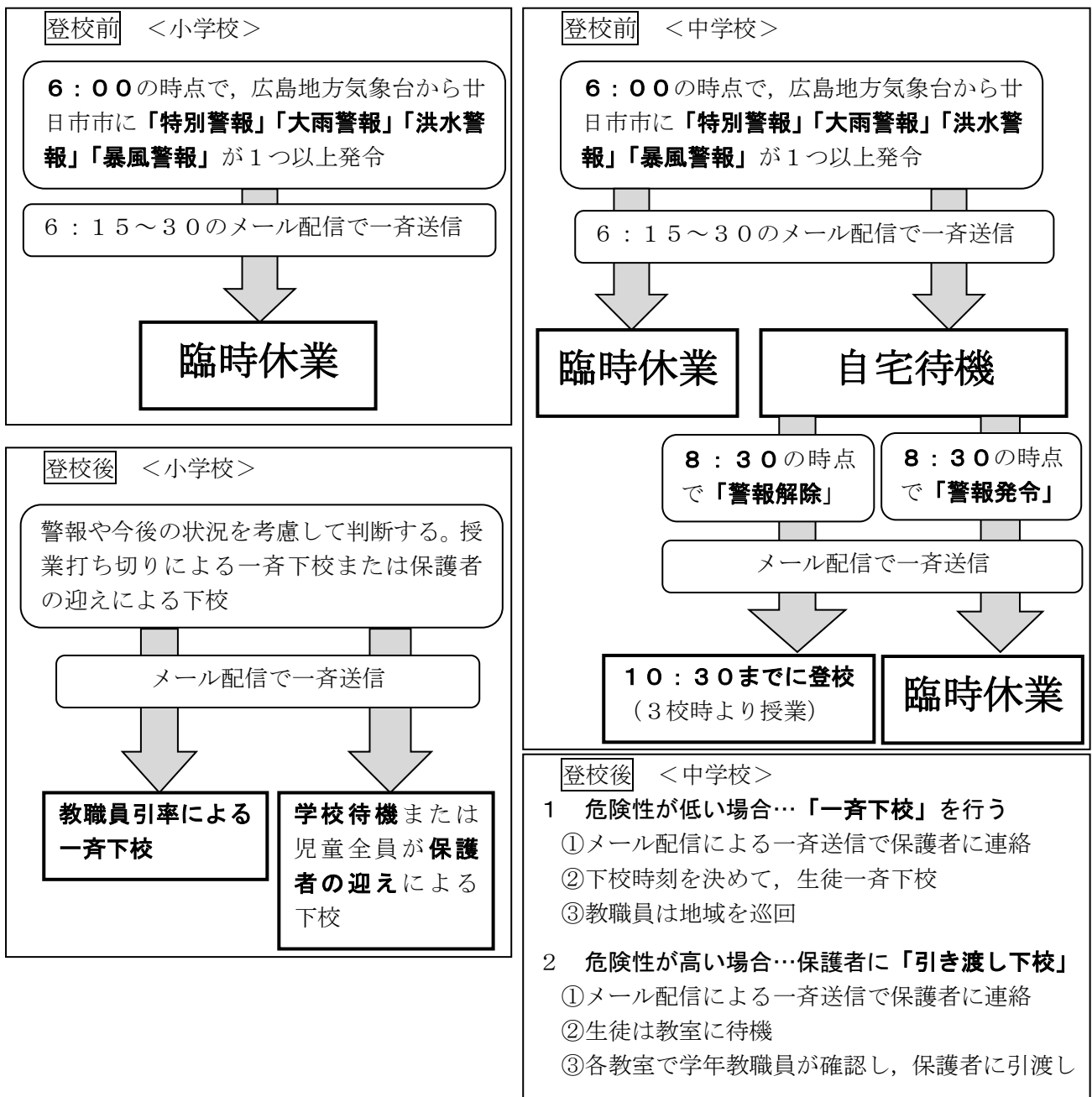


気象警報発令・地震発生時の対応について

<基本方針> 「特別警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」のいずれか1つでも発令された場合、発令される可能性がある場合には、次の対応をとる。

- 午前6時の時点で発令されている場合は、原則臨時休業とする。
- 発令される可能性がある場合には、中学校区内の小・中学校で協議し、対応を決定する。

1 気象警報発令に係る対応



2 地震発生時の対応〔1次避難場所：グラウンド、2次避難場所：校舎3階〕

(1) 基本方針

- 「震度5弱」以上の地震が発生した場合は、市内で**統一した対応**をとる。
- 「震度5弱」未満の地震が発生した場合は、状況に応じて廿日市小学校・佐方小学校・廿日市中学校の三校で協議し、対応を決定する。

(2) 対応の内容（「震度5弱」以上の地震が発生した場合）

発生時	学 校 の 対 応
前日 ～ 登校前	○前日（下校中）から登校までに発生した場合は 臨時休業 とする。 ※メール配信で一斉送信を行います。万一学校から連絡ができない場合は、安全が確認できるまで、自宅待機をさせる。
登校中	○登校中に発生した場合には 臨時休業 とする。 ○児童が学校に避難してきた場合は、安全を確保し、 保護者に引き渡す 。 ※メール配信で一斉送信。
在校中	○在校中に発生した場合は 授業打ち切り とする。 ○児童の安全を確保し、 保護者に引き渡す 。 ※メール配信で一斉送信する。

3 その他

- (1) 「1 気象警報発令に係る対応」「2 地震発生時の対応」以外で、児童・生徒の安全確保のための対応を行うことが必要と思われる場合にも、廿日市小学校・佐方小学校・廿日市中学校の三校で協議し、対応を決定する。
- (2) 警報・震度の確認は、テレビ、ラジオ、インターネット（公式なサイト）からとする。
- (3) 臨時休校の場合は、原則外出禁止。また、翌日の時間割等はメール配信で連絡する。
- (4) 廿日市中学校は自宅待機もあるが、廿日市小学校、佐方小学校は、午前6時の時点で警報が一つでも出ていれば、臨時休業とする。
(中学校は自宅待機、小学校は臨時休業と異なることがある。)
- (5) 気象警報発令や地震発生等により登校後授業を打ち切り一斉下校させる場合は、「どこに帰るか」「家に入る方法」等、家庭で確認しておいてもらう。
- (6) 登下校中や気象警報が解除された後に外出する場合には家庭でも平素より次のような指導を行う。
 - ① 寄り道をせず、できるだけ集団で登下校する。
 - ② 増水した河川や溝、側溝の近くは通らない。
 - ③ 高波の恐れがある海岸には近づかない。
 - ④ 地盤がゆるんでいるところや冠水した道路は通らない。